

委託番号	7 5 1 7
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 自家用電気工作物保安点検業務委託（教育支援室）
- 2 履行期間 令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日から令和 8 年(2026 年) 3 月 3 1 日まで
- 3 履行場所 草加市松江一丁目 1 番 3 2 号
教育支援室及び社会福祉協議会
- 4 支払方法 業務完了月払（年 1 2 回払）
- 5 委託内容
 - (1) 業務実施日
実施日については、担当者と協議すること。ただし、定期点検については、土・日曜等に行うこととし、担当者と協議すること。
 - (2) 対象業務
 - ① 受電電圧 6 6 0 0 V
 - ② 最大電力 9 3 k W（業務用）
 - ③ 設備容量 1 5 0 k V A
 - (3) 業務内容
 - ① 電気工作物の維持運用
 - ② 電気工作物の巡視、点検試験
 - ③ 高圧受電設備清掃業務
 - (4) 点検内容
電気事業法及び関係法令等に基づく自家用電気工作物の保安点検
 - ① 普通点検
運転中の施設を毎月 1 回点検する。
 - ② 定期点検
主として施設の運転を停止して点検する。（停電時間約 1 時間）
 - (5) 負担区分について
 - ① 発注者において負担すべきもの
点検等に係る光熱水費
 - ② 受注者において負担すべきもの
業務に必要な工具類、消耗品及び報告用紙、軽微な修理
 - (6) 緊急時の対応
不良個所を見つけた場合や異常発生時には、市が指定する者に直ちに連絡するとともに、現場での応急作業及び安全上必要な対応（機器の設置及び撤去を含む）をすること。

(7) 敷地内街路灯

点灯時間（冬・夏日照時間）のタイマーの切り替えをすること。

(8) 報告書

業務終了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。（作業前、作業後の写真を添付すること）

6 その他

(1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

(3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① 受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当と協議すること。

(5) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

7 問合せ先

(1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所 契約課

電話048（922）1129（直通）

(2) 契約締結後の問い合わせ先

草加市教育委員会教育支援室 担当 根本

電話048（933）7591（直通）